

質問内容

① 過去に検証した捕獲感知システムについて

資料には、「検証を行った捕獲感知システムは、大型動物の捕獲の感知に適したものだったため、クリハラリス用の捕獲檻では上手く検知できなかつたり、センサーが誤作動したりする場合があります」とあります。

過去に検証された捕獲感知システムについて、以下をご教示ください。

- ・システムまたは製品の名称、メーカー
- ・センサーの種類および検知方式
- ・捕獲をどのような仕組みで検知するものだったか
- ・クリハラリス用捕獲檻で検知できなかった具体的な状況
- ・センサーが誤作動した原因や発生条件

また、資料に記載されている「SIM カードを使用した通信機能付きセンサーカメラ」と、過去に検証した捕獲感知システムは同じものでしょうか。

(回答)

・製品の名称及びメーカー名の公表は控えさせていただきますが、過去に検証した捕獲感知システムは、捕獲を感知するシステムにマグネットフックを装着し、紐などで捕獲檻の扉の上部につないで設置するもので、捕獲檻の扉が作動することにより、マグネットフックが捕獲感知システムから外れ、捕獲檻の扉が閉まったことを検知し、メールで通知する仕組みになっているものです。

・クリハラリス用捕獲檻で検知できなかった原因は、装着をした職員の経験不足によるところではありましたが、クリハラリス用捕獲檻は小型で、捕獲檻の扉の可動域が狭く、捕獲感知システムからマグネットフックが外れなかったため、捕獲の検知ができなかった事例がありました。

・また、捕獲感知システムのマグネットフックと捕獲檻とつなぐ紐の張り方に問題があり、強風等の影響を受けて外れてしまい、誤作動になった事例がありました。

・「SIM カードを使用した通信機能付きセンサーカメラ」と、「捕獲感知システム」は、別のものです。

② 実証実験の実施方法および役割分担について

実証実験は、具体的にどのような手順で実施することを想定されていますでしょうか。当社が捕獲感知システムの開発および提供を行う場合、現地での実証における藤沢市と当社の役割分担について、以下をご教示ください。

- ・実証場所および箱罟の設置場所は、藤沢市にて選定していただけるか
- ・現地での箱罟設置時に、市職員または捕獲業務の委託事業者に同行していただけるか
- ・箱罟の運搬、設置、餌の設置および日常管理は、どちらが担当するか
- ・当社の担当範囲は、箱罟設置後の捕獲感知機器の取付け、設定および動作確認でよいか
- ・捕獲後の動物の回収、運搬および処理は、藤沢市または委託事業者が担当するか
- ・実証期間中の箱罟の見回りや機器の状態確認は、どちらが担当するか また、市職員が実際に機器を操作・運用する検証について、どの程度の操作や作業を想定されていますでしょうか。

(回答)

- ・藤沢市に実証場所等の選定を希望される場合は、調整します。
- ・現地での捕獲檻設置時に、市職員の同行は可能です。
- ・提案内容を踏まえて、捕獲檻の管理、機器の状態確認、捕獲動物の回収、運搬等については、協議を行うことになります。
- ・実証実験後に本格導入をすることを想定し、市職員が容易に機器を操作・運用可能かどうかの検証を行います。

③ 現地での検証回数および実証規模について

現地での実証について、想定されている実施回数、期間および規模をご教示ください。

- ・現地での機器設置・設定作業の想定回数
- ・実証を行う場所の数
- ・設置する箱罟および捕獲感知機器の台数
- ・1回当たり、または全体の実証期間
- ・クリハラリス用とアライグマ用の両方で検証する必要があるか
- ・実際の捕獲が発生するまで実証を継続する必要があるか

市からの指定がない場合は、申請者側で適切な検証回数、台数および期間を提案するという理解でよろしいでしょうか。

(回答)

- ・藤沢市からは、現地での検証回数及び実証規模については指定をしないため、

ご認識のとおり、申請者側で適切な検証回数、台数および期間をご提案ください。

④ 事業全体のスケジュールおよび完了期限について

本補助事業について、採択後から実証完了までの想定スケジュールをご教示ください。

- ・ 審査結果および交付決定の通知予定時期
- ・ 事業を開始できる時期
- ・ 実証実験の実施期限
- ・ 事業完了届兼実績報告書の提出期限
- ・ 補助対象経費の支払いを完了すべき期限
- ・ 補助金の支払い予定時期

要綱では、補助対象経費は当該年度内に補助対象者が支払ったものとされていますが、実証事業および経費の支払いは、遅くとも 2027 年 3 月 31 日までに完了する必要があるという理解でよろしいでしょうか。

(回答)

- ・ 審査結果については、募集期間終了後、約 2 週間以内に実施する対面プレゼンテーション審査を経て、2026 年 8 月 31 日までに交付・不交付の結果を通知いたします。
- ・ 実証実験の開始時期については、交付決定通知後、担当課と個別調整をした上で 2026 年 9 月 1 日以降に開始可能となる予定です。
- ・ 実証実験の実施期限については、2027 年 3 月 31 日までとなります。
- ・ 事業完了届兼実績報告書の提出期限は「補助事業が完了したとき、または補助事業年度が終了したとき」となっておりますので、事業完了後、もしくは事業年度終了後、速やかにご提出ください。
- ・ ご認識の通り、実証事業の実施および補助対象経費の支払いは、遅くとも 2027 年 3 月 31 日までに完了していただく必要があります。
- ・ 補助金の支払い予定時期については、事業完了後、事業完了届兼実績報告書を提出いただきます。その後、履行確認（内容審査）を経てから請求書を依頼させていただくことになっているので、請求書収受後、速やかにお支払いする予定です。
- ・ なお、事業期間中、必要に応じて進捗状況に関する中間報告を求める場合があります。

⑤ 藤沢市から貸与・提供いただける物品について

実証実験の実施に当たり、藤沢市から貸与または提供いただける物品はありますでしょうか。特に、以下の物品についてご教示ください。

- ・クリハラリス、アライグマ用の箱罠
- ・SIM カードまたは通信回線
- ・通信機能付きセンサーカメラ
- ・餌および箱罠の設置資材
- ・バッテリーなどの電源設備
- ・その他、現在市が捕獲業務で使用している機器や資材

貸与または提供がない物品については、申請者が調達し、補助対象経費として計上するという理解でよろしいでしょうか。

(回答)

- ・クリハラリス、アライグマ用の捕獲檻、餌及び檻設置資材は貸与（提供）可能です。
- ・貸与または提供がない物品については、申請者が調達し、藤沢市スマートシティ推進実証事業補助金交付要綱別表の内容に該当するものを補助対象経費として計上してください。